

◇◇◇ストマを造設された皆さまへ◇◇◇

ストマをつくることによって、ストマの管理・日常生活への制限・経済的負担などが出てきた場合のために、様々な制度やサービスがあります。これらを活用することによって負担をカバーし、快適な生活を送っていただきたいと思います。

利用可能な制度	問い合わせ先	身体障害者手帳を 持っている			持って いない
		1級	3級	4級	
ストマ用品購入費用助成 (補装具の支給)	市役所 障害福祉課 55-2759	○	○	○	×
税金の減免	富士税務署 61-2460 市役所 市民税課 55-2734	○	○	○	△
医療費控除	富士税務署 61-2460	○	○	○	○
交通機関の割引	市役所 障害福祉課 55-2759	○	○	○	×
後期高齢者医療の早期適応	市役所 障害福祉課 55-2759	○	○	内部障害 4級は×	×
重度心身障害者医療費助成	市役所 障害福祉課 55-2759	○	○	×	×
障害年金	市役所 市民課 55-2755 富士社会保険事務所 61-1900	受給できる条件に該当している 必要があります。			
高額療養費支給制度	市役所 国民健康保険課 55-2753 富士社会保険事務所 61-1900	○	○	○	○
傷病手当金 (健康保険加入者のみ)	加入している健康保険の窓口	○	○	○	○

1. 身体障害者手帳

人工肛門・人口膀胱の造設者は、内部障害者として1級・3級・4級の身体障害者手帳を取得することができます。ストマをつくった直後から申請できるようになりました。

【身体障害者手帳取得の手続き】

申請窓口：市役所 4F 障害福祉課

持ち物：①顔写真1枚(横3cm×縦4cm) ②診断書 ③印鑑

*申請から1～2ヵ月後に、市役所から交付の通知が届きます。

◎身体障害者手帳を持っている方は次のような制度を利用することができます。

- 1) **ストマ用品の購入費用助成**(補装具の給付)・・・**手続き前に購入した分は対象になりません。**

上限は以下のとおり。自己負担額は原則1割です。

蓄便袋：17,200円/2ヵ月 蓄尿袋：22,600円/2ヵ月

<手続きの仕方>

- ① 指定業者に補装具の見積書の発行を依頼する。(1回に6ヶ月分の手続きが可能)

協和医科	0559-26-1100	浜松義肢製作所	053-438-1871
井出商会	054-248-0308	西村医療器	0543-48-8640
松本義肢製作所	052-931-1441	総合福祉サービス	055-947-6880
ニック(株)	052-691-0016	介護ショップメイプル	0545-66-1566
友の輪商事	054-646-8923	東名ブレース	0463-92-5578

- ② 市役所障害福祉課に見積書と身体障害者手帳、印鑑をもって申請に行く。

(約2週間後、自己負担額が決定し、補装具交付決定通知書が交付される。業者に連絡して補装具を届けてもらう)

2) 税金の減免

【所得控除】

所得税：身障手帳 1 級…40 万 3 級・4 級…27 万

市民税：身障手帳 1 級…30 万 3 級・4 級…26 万

【減免】

自動車税・自動車取得税：身障手帳 1 級・3 級

【医療費控除】

身障手帳の有無に関わらず、年間の医療費自己負担が 10 万円を越える人が対象。

ストマ用具購入費を医療費として申告するには別紙医師の証明書が必要です。

3) 交通機関の割引

バス・JR（片道 100km を超えるときのみ）の運賃が半額

国内航空運賃 25%割引

有料道路料金 50%割引…割引証の交付が必要

4) 後期高齢者医療の早期適応

通常 75 歳から適用されますが、身障手帳 1 級・3 級に該当する方は、65 歳から選択することができます。（国民健康保険課で手続き）

5) 重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳 1 級・3 級の方は医療費の自己負担分について助成があります。いったん窓口で支払いをし、後日もどってきます。ただし、65 歳以上で新規に申請して 1 級・3 級を取得した方は、通院分のみが助成の対象となります。

2. 障害年金

障害基礎年金（1 級・2 級）、障害厚生年金（1 級・2 級・3 級）

ストマ造設した日の翌月から受給できます。ただし、受給要件に該当する必要があります。

受給要件に関する問い合わせ先： 国民年金加入の場合→市役所 市民課

厚生年金加入の場合→富士社会保険事務所

3. 高額療養費支給制度

1 ヶ月の医療費の自己負担分が約 80,100 円 + α を超えた場合、超えた分が返ってくる制度です。ただし、食事代、部屋代、病衣などは対象外なので自己負担となります。

問い合わせ先：国民健康保険の方→市役所 国民健康保険課

政府管掌保険の方→社会保険事務所

健康保険組合の方→各健康保険組合

4. 傷病手当金支給制度

国民健康保険以外の方が対象。業務外の傷病によって就労できずに仕事を休んだ場合、4 日目以降から、傷病手当金が支給されます。支給額は標準報酬日額の 60%、支給期間は最大 1 年 6 ヶ月です。

問い合わせ先：社会保険事務所、各健康保険組合

5. 患者団体

日本オストミー協会 連絡先：静岡県支部 松野正和 様 0545-63-2899

同じ障害をもつ仲間がお互いの生活をよりよくする為に活動されています。

（会報の配布、会員同士の交流、相談など）

富士市立中央病院 52-1131
地域連携室 医療ソーシャルワーカー